

狛江市立公民館利用案内

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

(社会教育法第 20 条)

1 団体登録の要件と方法

【登録要件】

- (1) 活動目的が、主として社会教育活動であること。
- (2) 活動拠点が、狛江市であること。
- (3) 会員構成が、5人以上（同居親族を除く）で、過半数が市内在住・在勤・在学であること。
- (4) 会の運営が、会員主体であること。
- (5) 市民に開放され、他の団体と協調できること。
- (6) 主として児童・生徒で構成される団体には、18 歳以上の責任者を置くこと。

※団体登録をお断りする場合

- (1) 個人での利用
- (2) 営利活動での利用
 - ・ 企業や個人が主催する営利活動としての教室や塾行為等
 - ・ 不特定の市民に対する物品等の宣伝、販売
(敷地内での斡旋、集金等の行為)
 - ・ 営利団体の興行や映画等の撮影
- (3) 政党、政治活動
 - ・ 政党、政治団体の宣伝、拡大や、特定の候補者を支持する行為
- (4) 宗教活動
 - ・ 宗教の教義を広め、及び信者の教化育成を主たる目的とする活動
- (5) その他
 - ・ 公序良俗、公共の福祉に反する行為が予期される場合
例) 賭博行為など

【登録方法】

下記の登録に必要な書類を公民館窓口へ提出してください。書類不足、記入漏れ、記入事項に誤り等があった場合は、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。

登録許可は、書類を提出いただいた日から約1～2週間かかる場合があります。登録が許可された際に代表者へご連絡しますので、提出された窓口へ登録許可書を取りにお越しください。

※登録に必要な書類

- 公民館利用団体登録申請書
- 会員名簿（任意様式、公民館利用団体登録申請書の裏面利用可）

2 公民館の利用方法

【開館時間及び休館日】

(1) 開館時間：9:00～21:30

午 前：9:00～12:00

午 後：13:00～17:00

夜 間：18:00～21:30

※中央公民館では、以下の祝日は17:00まで開館

1月：成人の日 7月：海の日 9月：敬老の日 10月：スポーツの日

(2) 休館日

- ①毎月第1・3火曜日、祝日 ※ただし、祝日開館日を除く
- ②年末年始（12月28日～1月4日）
- ③緊急及びやむを得ない事情で、教育委員会が指定した日及び時間

【利用の制限】

連続2日を超えての予約は不可

【施設の予約と手続き】（※ 対象：登録番号をお持ちの団体）

(1) 抽選予約（3か月先の抽選申込）

- ①毎月1日から10日までにロビー端末又はインターネット上の狛江市施設予約システムで3か月先の抽選予約をしてください。

※ロビー端末の設置場所：西河原公民館・中央公民館・総合体育館

※ロビー端末の利用時間：9:00～21:30

※狛江市施設予約システムの利用時間：5:00～24:00

- ②予約が重複している団体の公開は、11日（土、日、祝日及び休館日の場合は、その翌日）午後3時頃から、調整日まで掲示（電話での問い合わせ可）

(2) 調整会

重複団体は、調整日の9:00までに調整会場に集合し、調整（話し合い）

※調整会を欠席する場合は、公民館へご連絡ください。

※調整日

・西河原公民館：15日（土、日、祝日及び休館日の場合はその翌日）

・中央公民館：20日（土、日、祝日及び休館日の場合はその前日）

(3) 先着順予約

21日から利用日4日前まで、ロビー端末及びインターネット上の狛江市施設予約システムで予約ができます。利用日3日前からは事務室窓口、電話で受け付け（1日から20日までは3か月先の予約は不可）

※中央公民館の保育室、西河原公民館の幼児室及び展示ギャラリーは、空き検索のみ可能（予約は各館窓口へ）

【入金方法と許可書の発行】

(1) 3か月前の25日から、利用日の前日の17:00までに、券売機で利用する部屋の利用券を購入してください。利用券を事務室窓口へお持ちいただきましたら許可書を発行します。前日までに入金されなかった予約は無効となります。

【予約の取消と利用料の還付】

入金前の予約取消は、利用日の3日前までにロビー端末やインターネットで取消が可能です。入金後の予約取消は事務室窓口または電話でお受けします。

入金後の使用料の還付は、利用7日前（休館日の場合はその前日）までに事務室窓口にて(9:00～17:00)還付請求の手続きを行ってください。還付請求には、許可書と領収書（半券）が必要です。

【西河原公民館多目的ホール特別申請】

西河原公民館多目的ホールでの、広く市民を対象とした催物については、開催日の6か月前に予約ができます。

(1) 受付日時

開催日の6か月前の月の1日の9:00に受け付けます。

例) 12月開催のイベントは6月1日に受付。

※ただし、1日が土・日曜日、祝日、休館日に当たる場合は直後の平日。

(2) 場所

西河原公民館1階ギャラリーに集合してください。

※6か月前申請は多目的ホールのみが対象です。その他の部屋については、3か月前の抽選予約で予約してください。

3 目的外・市外団体の取扱い

- 社会教育目的以外の団体等でも、目的外利用として利用できる場合があります。
 - (1) 企業や営利団体が、営利を目的とした活動又はこれに類する行為をしない場合
 - 例1：私立学校（幼稚園、各種学校を含む）が臨時に利用
 - 例2：企業等が、商品や企業宣伝をしない内部の会議や研修で利用
 - (2) 政党や政治団体が、特定の政党の利害に関する行為又は公の選挙に関し特定の候補者を支持する行為をしない場合
 - 例1：政治についての学習会で利用
 - (3) 市外団体（社会教育目的外を含む）も、施設の空き状況により利用可能
- 登録団体の10倍の使用料で使用できます。
- 2か月前の1日から、休館日以外に事務室窓口で受け付けます。
- 使用料は、予約時にいただきます。
- 一旦納められた使用料は、原則として還付できません。

4 【狛江市施設予約システム】

(1) パソコンから

<https://web124.rsv.ws-scs.jp/komae/web>

(2) スマートフォンから

<https://web124.rsv.ws-scs.jp/komae/sp>

スマートフォン用二次元コードはこちら ⇒



(3) 携帯電話から

<https://web124.rsv.ws-scs.jp/komae/keitai>

携帯電話用二次元コードはこちら ⇒



【お問い合わせ】

- 西河原公民館 電話：03（3480）3201
住所：狛江市元和泉2-35-1
- 中央公民館 電話：03（3488）4411
住所：狛江市和泉本町1-1-5